

監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年3月26日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和7年1月29日（水）午前11時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

教育部

教育総務課

- (1) 学校施設の修繕について
- (2) 中学校体育館空調整備及び照明LED化について
- (3) 小中学校の学校プールの在り方、方向性及び維持管理について

学校教育課

- (1) 過大規模校である城山台小学校の運営について
- (2) 木津川市教育支援センター事業について
- (3) AIドリル（学習支援サービス）・クラウド型授業支援アプリ導入による活用状況について
- (4) プール授業における施設利用について
- (5) 給食費の公会計化について

社会教育課

- (1) 京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの運用状況について
- (2) 社会教育関係団体（スポーツ少年団）の補助について
- (3) やすらぎタウン山城プールにおける小中学校の利用の状況と小中学校のプール開放の状況について

文化財保護課

- (1) 文化財愛護団体の活動に関する補助について
- (2) 遺跡発掘調査事業について
- (3) 文化財資源の認知度向上に向けた取り組みについて

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【教育総務課】

監査結果報告に添える意見として、緊急を要する修繕工事について、木津川市随意契約ガイドラインに基づき、適正な執行に努められたい。

学校プールの在り方などについて、費用対効果を判断し、今後の方向性や維持管理を適正に進められたい。

【学校教育課】

監査結果報告に添える意見として、A I ドリル（学習支援サービス）などについて、各学校に使用率を確認し、効果が表れるよう有効に活用されたい。

学校給食費の公会計化について、教職員の事務負担軽減や透明性の向上、また、公平性の確保のため公会計化を進められたい。

【社会教育課】

監査結果報告に添える意見として、京都府・市町村共同公共施設案内予約システムについて、利用者が増加するよう広報きづがわなどで周知するとともに、更なる社会教育施設の利活用を図られたい。

社会教育関係団体事業補助金について、補助金等交付ガイドラインに基づき、適正な交付となるよう検討されたい。

【文化財保護課】

監査結果報告に添える意見として、文化財愛護団体への活動に関する補助金の見直しに取り組まれたことは評価する。引き続き、補助金等交付ガイドラインに基づき、見直しを進められたい。

文化財資源の認知度の向上について、歴史文化を活かしたまちづくりのためにも、積極的に取り組まれたい。

以上。